

# 意見陳述書

2014年5月21日

東京地方裁判所民事36部 御中

原告 高田 均

## 1. これまでの被告の不法行為によって被った被害

昨年11月1日付の明石営業所への配転は、本年2月28日の地位保全の仮処分決定、5月9日の異議審での仮処分決定の認可と2度にわたる司法判断によって、「会社は、必要性もないのに、高田のJMIU組合員としての活動が相当困難になることを認識しながら明石営業所への配転命令を出した。」「これは、会社の不当労働行為（支配介入）に当たり無効。」と示されています。

私は、明石営業所に赴任した初日の昨年11月11日から、兵庫県三木市のイーディフェンスに長期出張しました。被告の事前の説明では大型計測工事の技術サポートとしてかかわるはずでしたが、実際は単なる現場作業員でした。指示された仕事は完全に遂行したのですが、不当配転であるうえに、これまで積み上げてきた技術的スキルを活用する機会はほとんどなく、屈辱を感じざるを得ませんでした。また、3分の1スケールの18階建の試験体で（天井が低いために）中腰姿勢での作業を強いられ、軽度の椎間板ヘルニアによる腰痛が再発しました。そのような精神的・肉体的困難を抱えつつ、東京での裁判と労働委員会に出席しました。有給休暇や代休を取得して（前日にイーディフェンスのある三木市から深夜に西明石のアパートに戻り）西明石と東京を往復（場合によっては日帰り）する。そして翌日の早朝から西明石のアパートから三木市に移動することは、非常に過酷でした。

イーディフェンスでの作業は、12月18日に完全に終了しました。それ以降は、一言でいえば暇でした。私を稼働させるために、「営業同行での顧客への挨拶」や「技術資料作成」の業務命令を受けました。それらを私はきちんと実行しましたが、それでも暇でした。内勤時に残業をしたことは一度もありません。私を明石に隔離するために、業務上の必要性がない配転を強行した被告には怒りを禁じえません。

本年3月7日、仮処分決定の内容を知らせるビラを始業前に東京本社で配布しました。山下執行役員をはじめとする数名の管理職が執拗に妨害をしました。私たちが立ち去った後に、ビラは管理職によって回収されました。その後、昼休み前に桐生工場に移動すると、すべての入り口に多数の管理職がバリケードを作っていました。その光景を見たときの失望感は筆舌に尽くしがたいものがあります。何という情けない会社になってしまったのか。自らの誤りを知られないために、このような行動を管理職に強制するとは（桐生総務課の藤生課長は、「役員会の決定です」と明言しています）。しかも、一部の建屋の従業員は、食堂に移動するために公道を横断するので、そこでビラが渡されることを防ぐために、私たちが立ち去るまで昼休みの時間をずらしたとのことです。企業の将来にとってどれほど負の影響を与えることになるか。被告の信用と名誉を傷つけているのはまさに被告自身です。現に、このような事実を知った従業員たちからは、「この会社の将来が心配です」といった声が私に多数届いています。

3月11日に東京本社に出勤しようとしたところ、被告は管理職を動員してバリケードを作り、私の就労を妨害しました。そして「引き続き明石営業所に勤務しろ。そうでなければ欠勤とする」と脅してきました。私はやむを得ず自宅などで待機しました。就業規則では「正当な理由がなく無断で引続き14日以上欠勤したとき」は懲戒解雇の理由となります。通常では懲戒処分は考えられないことですが、これまで被告の異常な対応を経験してきたので、解雇を含む「兵糧攻め」に耐える覚悟と準備が必要になりました。実際に、給与を停止された場合を想定して、家族で生活計画を相談しました。妻と息子が動揺しないように努めていたことに心から感謝しています。

3月25日には、東京都労働委員会が三者委員連名で「労使双方は、本件が当委員会に係属していることに鑑み、紛争の拡大を防止するよう格段の配慮を払われたい」との要望書を発行しました。しかしその後、被告は、JMIU南部地協が大森駅前と社長宅周辺でビラを配布したこと

を理由にして、「警告」、「けん責」、「減給」と不当な「懲戒処分」を実行してきました。

私は、桐生工場でバリケードを作っている管理職に向かって「私は決して折れない。決して諦めない」と宣言したことがあります。本心からそのような決意を以て闘っています。しかし、体は客観的で正直です。以上のような一連の不法行為を受けた結果、私は収縮期の血圧が160mmHg、拡張期の血圧が100mmHgとなったため、血圧を下げる薬（アジルバ錠20mg）を昨年末に初めて処方され、服用するようになりました。しかし、思ったように血圧は下がっていません。また、腰痛も再発しました。現在は、掛り付けの整形外科の他に、鍼灸院での治療も受けています。被告がこれまでの不法行為を全く反省せず、引き続き私にストレスを与え続けていることが原因であることは疑いようがありません。

昨年10月29日に、被告の保嶋取締役は、私に対して、「単身赴任は過酷だぞ。まあ、健康には気をつけてな。」、「労働委員会は組合が提訴するが、裁判は個人が提訴するから過酷、続かない。」と言い放ちました。被告はそもそも私の健康を破壊する意図を以て、不当な単身赴任を強行したのではないかと感じています。私が倒れれば、被告の職場からJMIUを根絶やしにできるからです。

## 2. 被告は不当労働行為とJMIU敵視（否認）を継続している。

被告は、2度の裁判所の判断を受けても、何ら反省することなく、現在も不当労働行為とJMIU敵視（否認）を継続しています。

5月15日、私は有給休暇を取得して桐生工場にビラ（JMIU南部地協ニュース号外005号）の配布に行きました。これまでのように、管理職を動員してバリケードを作り、入構を阻止することはありませんでしたが、数名の総務課員が門の付近で待機していました。総務課員たちは私が工場の敷地に立ち入ると、「工場内でビラを配布しないでください」と詰め寄ってきました。理由を尋ねると「会社が認めていない労働組合だからです」と返答しました。私は「会社がJMIUを否認していることは承知しているが、JMIUは継続して存続していると2度にわたって司法判断が示されている。少なくとも会社は異議を留めて従わなくてはならない。」と説明し、食堂に入りビラを配布しました。食堂では、ビラの受け取りを拒否する従業員はいませんが、総務課員たちは私にしつこく付きまとい、「ビラを配布しないでください。」「会社はあなたの労働組合を認めていません。」などと繰り返し、ビラの配布を妨害しました。さらに、従業員に対して「要らないよな？」と執拗に迫り、ビラを回収しました。私が抗議すると、「本人がビラは要らないと言うから受け取っただけだ」と嘯きました。総務課員の一人は、携帯電話で何者かに様子を報告し、指示を受けていました。私が食堂から退去した後は、ほぼ強制的にビラを回収したと聞いています。食堂以外の建屋の入り口には、各々管理職が配置されていて、私は入場を阻止されました。

私は、被告が加入している計機健康保険組合の議員・理事を10年以上務めてきました。これまでは、理事会・組合会・選挙会・労組選出議員団会議には公務外出で出席していました。健康保険組合の役職は業務に準じるものだからです。このたびの改選で再選されましたので、5月20日の選挙会（同時に理事会と組合会も開催）に出席するため公務外出届を提出したところ、上司を通じて「今後は公務外出を認めない。これは会社の方針である。」と拒否されました。改選後、計機健康保険組合にとって最初の重要会議である選挙会を欠席することはできませんので、異議を留めて有給休暇で出席しました。

私は5月7日付の辞令によって、5月12日から元の職場である本社サービス課に復帰しました。自分のスキルを発揮できる仕事は遣り甲斐があり、楽しいです。しかし、この辞令は裁判所の決定に従ったのではなく、単に業務上の都合による人事異動であると被告は言っているようです。そして、JMIUに対する団交拒否は続いています。配達証明郵便で5月9日に団交開催要求書（5月20日の開催を要求）を会社が受け取ったことを確認していますが、その後一切返答がありません。

「けん責」と「減給」の不当な懲戒処分について、JMIU南部地協が抗議文と警告書を送付して撤回を要求しています。しかし、懲戒処分の扱いについても一切応答がありません。

以上のように、私は被告から著しい精神的苦痛を受け続けています。裁判所におかれましては、公正な判断をお願いいたします。